

# 令和6年度第1回八幡浜市地域公共交通会議

令和6年7月5日（金）13：30～

八幡浜庁舎 3階 庁議室

## 次 第

### 1. 開会

### 2. 協議事項

協議事項1：令和5年度事業・収支決算報告

①令和5年度事業について

②令和5年度収支決算報告

協議事項2：令和6年度事業の推進について

①おでかけアドバイザー養成プロジェクトについて

②令和6年度事業の進捗について

### 3. 閉会

令和6年度第1回  
八幡浜市地域公共交通会議

# 会議資料

まちのにぎわいと輝きを生み出す、  
おでかけ環境の「再生」

# 協議事項 1 令和5年度事業・収支決算報告について

## ① 令和5年度事業報告

八幡浜市地域公共交通計画に基づき、以下のとおり事業を実施した。

| 時期    | 事業内容  |
|-------|---|
| 5月25日 | 地域公共交通計画推進支援業務プロポーザル審査委員会                                 |
| 6月20日 | 第1回地域公共交通会議<br>・令和4年度事業・収支決算報告について<br>・令和5年度事業について        |
| 8月3日  | 第1回分科会(現地視察・課題確認・意見交換)                                    |
| 9月25日 | 第1回バス事業者分科会(運行経路、バス停の整理に関する協議)                            |
| 10月3日 | 第2回分科会(案内看板案のテスト設置と意見交換)                                  |
| 11月6日 | 第2回地域公共交通会議<br>・令和5年度事業の進捗報告と令和6年度事業について<br>・乗合タクシー事業について |
| 3月25日 | 第3回地域公共交通会議<br>・令和5年度事業報告及び令和6年度事業について                    |

◎主要施設や主要バス停における公共交通の案内を整備(交通計画事業4)

- 【八幡浜港】案内表示の移設、八幡浜駅行きの集約版時刻表の作成
- 【市役所】公共交通総合案内版のテスト設置

◎乗合タクシーの案内を改善します(交通計画事業7)

- 乗合タクシーガイドラインの見直し

◎利用促進策の推進、公共交通を身近に感じられる機会づくり(交通計画事業8、9)

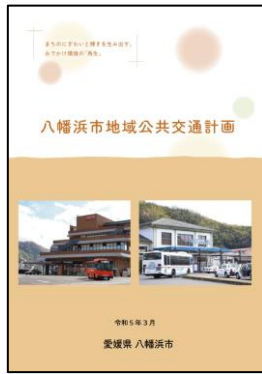
- 【川之石地区】乗合タクシー乗り方説明&試乗企画の実施
- 小学生を対象とした公共交通おでかけ教室の実施(8月9日)
- 目的地となる店舗での乗合タクシー案内パネルの設置
- 真穴ふれあい祭り「バスに乗ろう!ミニ乗り方教室」(1月20日)
- 公共交通ゆうがたセミナー(2月17日)
- 真穴おでかけ講座(2月18日)

◎地域の状況に即した移動手段確保の取り組みの推進(交通計画事業12)

- 八幡浜市地域共創型公共交通に関するルールの手順の作成
- 八幡浜市公式ホームページ、広報11月号への記事掲載

◎地域で育む小さな公共交通拠点の整備活用(交通計画事業14)

- 【若山地区】乗合タクシー乗り場のベンチ設置
- 【川之石地区】乗合タクシー乗り場の移設



## 令和5年3月 交通計画策定

地域活性化・まちづくりに必要不可欠な公共交通  
**課題** 利用者減・担い手不足・燃料物価高騰 等

八幡浜市の公共交通を維持・確保するために  
今後の方針や施策を示した計画

### 交通会議

地域・行政・交通事業者 等の関係者で協議する場

交通計画に記載している事業の推進  
乗合タクシーの運行に関する協議 等



分科会を3回開催(全体2回、バス事業者1回)  
現地視察、バス利用、案内看板のテスト、具体的な改善案の協議



## 公共交通利用促進企画

乗合タクシー試乗企画(川之石地区社協)



おでかけ教室(小学生)



おでかけ講座(真穴)



住民向けセミナー



## 地域の取り組み支援・既存事業の改善

共創ルールの創設

「地域のおでかけ環境」を改善するための組織を支援するためのルールを定めました！

■問い合わせ  
政策推進課 ☎22-3111 (内線1348)

市では、地域公共交通計画に基づいて、公共交通が行き届かない地域のおでかけ環境を改善するために、既存公共交通の改善や新たな移動手段の導入を目指す地域組織を支援するための「八幡浜市地域共創型公共交通に関するルール」を定めました。ルールを活用してみたいという方・組織の方は、ぜひお問い合わせください。

ルールに沿って、移動手段をどうやって改善・導入するの？

八幡浜市地域共創型公共交通に関するルールの概要

- まずは、地域住民による検討組織を設置します。  
地域住民が主体となり、市や交通会議と継続して連携できる組織を設置します。組織の既設・新設は問いません。
- ニーズを把握し、公共交通のサービス水準を検討します。  
検討組織が中心となり、市や関係者と一層に、地域の移動ニーズや地域にあるべき公共交通のサービス水準を検討します。
- 公共交通のサービス水準や目標値を設定し、交通会議と協議します。  
導入する公共交通のサービス水準や目標値(利用者数や行政負担等)を定め、交通会議との協議を経て手戻りの内容を実施します。  
→公共交通の改善・導入(実証実施)
- 目標を達成し、公共交通サービス水準を維持するために地域で取組を継続します。  
地域が主体となって、利用促進や改善策を検討し、公共交通の維持に努めます。

詳細は 市HPへ▼

乗合タクシー事業の見直し



※株式会社バイタルリードに交通計画推進支援業務を委託

## ②令和5年度収支決算報告

### 収入の部

(単位:円)

| 科 目   | 予算額 (A)   | 決算額 (B)   | 説 明               | 比 較 (B-A) |
|-------|-----------|-----------|-------------------|-----------|
| 1 負担金 | 6,028,000 | 6,028,000 | 八幡浜市負担金 6,028,000 | 0         |
| 2 補助金 | 0         | 0         | 0                 | 0         |
| 3 雑入  | 0         | 51        | 預金利息 51           | 51        |
| 計     | 6,028,000 | 6,028,051 |                   | 51        |

### 支出の部

(単位:円)

| 科 目   | 予算額 (A)   | 決算額 (B)   | 説 明                | 比 較 (A-B) |
|-------|-----------|-----------|--------------------|-----------|
| 1 事業費 | 432,000   | 302,400   | 報償費 302,400        | 129,600   |
|       | 53,000    | 42,358    | 旅費 42,358          | 10,642    |
|       | 0         | 2,920     | 消耗品費 2,920         | ▲ 2,920   |
|       | 43,000    | 15,150    | 通信運搬費 15,150       | 27,850    |
|       | 0         | 2,640     | 手数料 2,640          | ▲ 2,640   |
|       | 5,500,000 | 5,500,000 | 委託料 5,500,000      | 0         |
| 事業費小計 | 6,028,000 | 5,865,468 |                    | 162,532   |
| 2 その他 | 0         | 162,583   | 八幡浜市負担金返還金 162,583 | ▲ 162,583 |
| 計     | 6,028,000 | 6,028,051 |                    | ▲ 51      |

収入合計 6,028,051 円

支出合計 6,028,051 円

次期繰越額 0 円

## 監 査 報 告 書

八幡浜市地域公共交通会議設置要綱第5条第4項に基づき、令和5年度会計監査を実施したので、結果を報告します。

### 記


- 1 日 時 令和6年5月28日(火)
- 2 場 所 八幡浜市役所3階 庁議室
- 3 対 象 八幡浜市地域公共交通会議
- 4 方 針 監査は令和5年度予算執行に関するものを対象とし、関連のあるものは、でき得る限り詳細に調査した。
- 5 結果及び意見 (1) 金銭出納簿の残高と預金残高は一致していた。  
(2) 不当と認められる支出はなかった。  
(3) 金銭出納簿と証拠書類は一致していた。


上記のとおり報告します。

令和6年5月28日

八幡浜市地域公共交通会議

会 長 甲 斐 朋 香 様

監 事 菊池 益夫   
(八幡浜市社会福祉協議会常務理事)

監 事 和田 雅子   
(田中輸送有限会社代表取締役)

## 協議事項 2 令和 6 年度事業の推進について

### ①おでかけアドバイザー養成プロジェクトについて

(交通計画事業 9. 公共交通を身近に感じられる機会づくりを推進します)

- ・ 利用促進企画を市内全域で実施・継続するには、地域の主体的な協力が不可欠  
公共交通を利活用でき、行政と共に長期的に歩んでいただける  
地域の担い手「おでかけアドバイザー」を養成するプロジェクト

#### 国土交通省の補助事業を活用

令和 6 年度 共創・MaaS 実証プロジェクト

(令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (共創・MaaS 実証プロジェクト))

**令和 6 年 6 月 20 日 交付決定 8,028 千円**

#### 【プロジェクトの対象者・手法・スケジュール】

対象者：市民、事業者、行政、交通会議委員 等

→アドバイザー 20 名、企画等への参加者 100 名以上を目指す。

手法：支援事業者の支援を受けながら、以下①～③を 1 期として実施

①キックオフイベント→講話+体験企画、参加者の募集

②おでかけアドバイザー養成勉強会 (計 4 回)

- ・ 八幡浜市の公共交通を知る→座学+試乗体験
- ・ 公共交通利用のアドバイス方法を学ぶ→ノウハウの習得
- ・ 公共交通利用のアドバイスを試してみる→利用促進企画の実践
- ・ アドバイザーとして地域での企画を立案

③活動報告会→考案した企画の共有、認定証の交付、制度の立ち上げ宣言

| スケジュール           | 2024年 |   |    |    |    |   | 2025年 |    |     |   |     |    |    |    |    |    |    |    |   |    |    |    |   |   |    |    |    |   |    |    |    |   |    |    |    |
|------------------|-------|---|----|----|----|---|-------|----|-----|---|-----|----|----|----|----|----|----|----|---|----|----|----|---|---|----|----|----|---|----|----|----|---|----|----|----|
|                  | 7月    |   | 8月 |    | 9月 |   | 10月   |    | 11月 |   | 12月 |    | 1月 |    | 2月 |    |    |    |   |    |    |    |   |   |    |    |    |   |    |    |    |   |    |    |    |
| 実施事業内容           | 1     | 8 | 15 | 22 | 29 | 5 | 12    | 19 | 26  | 2 | 9   | 16 | 23 | 30 | 7  | 14 | 21 | 28 | 4 | 11 | 18 | 25 | 2 | 9 | 16 | 23 | 30 | 6 | 13 | 20 | 27 | 3 | 10 | 17 | 24 |
| 支援事業者選定          |       |   |    |    |    |   |       |    |     |   |     |    |    |    |    |    |    |    |   |    |    |    |   |   |    |    |    |   |    |    |    |   |    |    |    |
| ①キックオフイベント       |       |   |    |    |    |   |       |    |     |   |     |    |    |    |    |    |    |    |   |    |    |    |   |   |    |    |    |   |    |    |    |   |    |    |    |
| ②おでかけアドバイザー養成勉強会 |       |   |    |    |    |   |       |    |     |   |     |    |    |    |    |    |    |    |   |    |    |    |   |   |    |    |    |   |    |    |    |   |    |    |    |
| ③活動報告会           |       |   |    |    |    |   |       |    |     |   |     |    |    |    |    |    |    |    |   |    |    |    |   |   |    |    |    |   |    |    |    |   |    |    |    |

実施要綱の作成、交通計画の改定、次年度以降の活動体制の確立



## 八幡浜市おでかけアドバイザー養成プロジェクト支援業務プロポーザルの実施について

### 1. 目的及び選定方法

交通会議では、おでかけアドバイザー養成プロジェクトを円滑に実施するにあたり、支援業務を行うことができる事業者を選定する。

本業務は、公共交通に関する人材育成という専門性の求められる内容であることから、参加資格を満たした事業者が作成した企画提案に基づく審査を実施し、最も優れた者と契約するプロポーザル方式により選定するものとする。なお、「八幡浜市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に準拠して手続きを進める。

### 2. 業務内容について

#### (1) 業務名

八幡浜市おでかけアドバイザー養成プロジェクト支援業務

#### (2) 委託業務

事業者へ委託する主な業務内容は次の項目とする。

- ・キックオフイベント開催支援  
→参加者の募集、イベントにおける講和や体験企画の実施
- ・おでかけアドバイザー養成勉強会実施支援  
→「公共交通×おでかけ」の機会創出を行う知識・ノウハウを習得するための勉強会（4回）の実施
- ・活動報告会開催支援  
→勉強会で考えた企画の共有、認定証の交付、制度の立ち上げ宣言を行う報告会の実施支援
- ・業務報告書作成、打合せ協議 等

#### (3) 予算額（提案限度額）

7,788,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

#### (4) 履行期間（予定）

委託契約締結の日から令和7年2月20日（木）まで

### 3. 選定方法

#### (1) 審査委員会

交通会議において設置した審査委員会において、実施要領・仕様書の決定、委託候補者の選定審査を行う。

#### (2) 企画提案書の審査項目

- ・ 提案内容（的確性、実現性、独創性、実施体制）
- ・ 業務の実績
- ・ 価格

（３）委託候補者の選定

提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、審査委員会において委託候補者を選定する。

（４）契約について

事務局が選定された委託候補者と協議の上、契約締結を行う。

<プロポーザル関連スケジュール（予定）>

| 時 期        | 項 目          | 内 容                          |
|------------|--------------|------------------------------|
| 令和6年7月 5日  | 第1回交通会議      | ・ 業務の方針、スケジュール<br>・ 審査委員会の設置 |
| 交通会議終了後    | 第1回審査委員会（書面） | ・ プロポーザル実施要領及び仕様書の決定         |
| 令和6年7月 中旬  | プロポーザル公募開始   | ・ 市ホームページにて、実施要領及び仕様書を公表     |
| 令和6年7月 下旬  | 参加申込書の提出締切   |                              |
| 令和6年8月 月上旬 | 企画提案書の提出締切   |                              |
| 令和6年8月中～下旬 | 第2回審査委員会（対面） | ・ プレゼンテーションの実施<br>・ 委託候補者の選定 |
| 令和6年8月 下旬  | 結果公表・選定事業者契約 | ・ 選定事業者の公表                   |
| 令和6年9～10月  | 第2回交通会議      | ・ 事業者選定結果の報告                 |

## ・八幡浜市おでかけアドバイザー養成プロジェクト支援業務プロポーザル審査委員会の設置について

### 1. 目的

八幡浜市おでかけアドバイザー養成プロジェクト支援業務の委託候補者を選定するため、交通会議において、「八幡浜市おでかけアドバイザー養成プロジェクト支援業務プロポーザル審査委員会」を設置する。

### 2. 要綱（案）

10～11ページのとおり。

なお、交通会議で承認が得られた場合、要綱の施行日は令和6年7月5日とする。

# 八幡浜市おでかけアドバイザー養成プロジェクト支援業務プロポーザル審査委員会設置要綱（案）

〔 令和 6 年 7 月 ○ ○ 日 〕  
制 定

## （設置）

第 1 条 八幡浜市おでかけアドバイザー養成プロジェクト支援業務に係る委託候補者をプロポーザル方式により選定するにあたり、その審査を厳正かつ公平に行うため、八幡浜市おでかけアドバイザー養成プロジェクト支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

## （任務）

第 2 条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について審議を行い、その結果を八幡浜市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）及び八幡浜市長に報告する。

- (1) プロポーザルに係る実施要領、仕様書等の決定
- (2) 企画提案書等の審査及び委託候補者の選定に関する事
- (3) その他委託候補者の選定に関する必要な事項

## （組織）

第 3 条 審査委員会は、審査委員長及び審査委員 4 人以内で組織する。

- 2 審査委員長は、会長をもって充てる。
- 3 審査委員は、交通会議委員から会長が任命する。
- 4 審査委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 審査委員長に事故があるとき、又は審査委員長が欠けたときは、審査委員長があらかじめ指名した審査委員がその職務を代理する。

## （任期）

第 4 条 審査委員の任期は、委嘱された日から第 2 条に定める任務を完遂する日までとする。

## （会議）

第 5 条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、審査委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、審査委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席審査委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議は、審査委員会において公開することを相当と認めるときを除き、非公開によりこれを行う。

## （審議結果の公表）

第 6 条 会議における審議の結果は、委託候補者を選定した後に公表する。

(代理出席)

第7条 審査委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その審査委員の属する機関に属する者、又は交通会議委員を代理者として指名し、出席させることができる。

2 前項の場合において、指名を行った審査委員は、審査委員会の開催前に、代理者を指名した旨及び代理者の氏名等を審査委員長に通知しなければならない。

3 第1項の代理者は、審査委員とみなす。

(秘密の保持)

第8条 審査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、総務企画部政策推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月〇〇日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、第2条に定める事項に係る事務が終了した日に、その効力を失う。

・ 令和6年度収支予算の変更について

八幡浜市地域公共交通会議

令和6年度収支予算書

<収 入>

| 項目  | 予算額       |                  | 摘 要   |
|-----|-----------|------------------|---|
|     | 変更前       | 変更後              |   |
| 負担金 | 1,200,000 | 1,200,000        | 【八幡浜市】地域公共交通会議負担金（交通会議運営費分）   |
|     | 0         | <b>8,028,000</b> | 【八幡浜市】地域公共交通会議負担金（おでかけアドバイザー分）<br>※国庫補助（令和6年度 共創・MaaS 実証プロジェクト）が交付され次第、八幡浜市に返還。 |
| 合 計 | 1,200,000 | <b>9,228,000</b> |   |

<支 出>

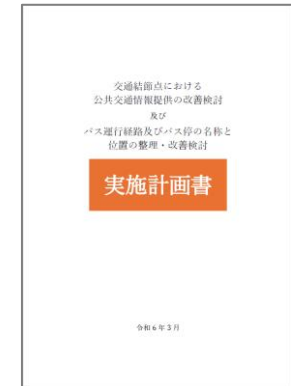
| 項目           | 予算額       |                  | 摘 要   |
|--------------|-----------|------------------|---|
|              | 変更前       | 変更後              |   |
| 報償費          | 582,000   | 582,000          | 委員報償費<br>7,200円×20人×3回<br>講師謝礼（交通会議3回・利用促進企画2回）<br>30,000円×1人×5回                    |
| 旅費           | 453,000   | 453,000          | 委員旅費<br>各方面4,360円×4人×3回<br>講師旅費<br>80,000円×1人×5回                                    |
| 需用費          | 0         | <b>104,140</b>   | 消耗品費（おでかけアドバイザー養成プロジェクト運営事務）<br>54,140円<br>印刷製本費（おでかけアドバイザー養成プロジェクト運営事務）<br>50,000円 |
| 役務費          | 44,000    | 44,000           | 通信運搬費<br>会議資料送料 120円×24人×15回  |
| 委託料          | 0         | <b>7,788,000</b> | 委託料（おでかけアドバイザー養成プロジェクト支援業務）   |
| 使用料<br>及び賃借料 | 0         | <b>135,860</b>   | 使用料（おでかけアドバイザー養成プロジェクト会場使用料）<br>45,850円×2回（キックオフイベント、活動報告会）<br>11,040円×4回（勉強会）      |
| 予備費          | 121,000   | 121,000          |   |
| 合 計          | 1,200,000 | <b>9,228,000</b> |   |

## ②令和6年度事業の進捗について

交通計画事業1：八幡浜駅駅前バス乗り場の配置を見直します

交通計画事業2：市中心部のバス運行経路、及びバス停の名称と位置を見直します

交通計画事業4：主要施設や主要バス停における公共交通の案内を整備します（待合環境の整備含む）



|  | 関係者との最終調整   | 関係者への素案共有                              | 費用積算  |               | 令和6年度中に実施                            |                   |                 | 令和7年度中に実施                           | 令和8年度以降                                     |
|--|---|--|---|---------------|--------------------------------------|-------------------|-----------------|-------------------------------------|---|
|  |   |  |   |               | 財源確保                                 | 手続き・事業者選定<br>事前周知 |                 | 管理・更新                               |   |
| <b>事業1</b><br>八幡浜駅駅前<br>バス乗り場の<br>配置見直し            | 主要関係者（運行事業者、駅前施設管理者等）との素案調整<br>法的・物理的課題の把握と解決                   | 関係者（交通事業者等）への素案共有                      | 案内設備（時刻表掲示板、案内標識等）の仕様決定                       |               | 案内設備整備にかかる予算要求・確保<br><br>（補助申請）      | 諸手続き<br>事業者選定     | 案内設備の<br>工事・設置  | <b>運用開始</b><br><br>周知<br>利用促進企画     | 停留所の管理<br>↓<br>必要に応じて<br>予算要求・確保<br>↓<br>修繕 |
|  |   |  | 見積もり依頼  |               |                                      | 乗り場見直し内容の事前周知     |                 |                                     |   |
| <b>事業2</b><br>市中心部の<br>バス運行経路<br>バス停の名称と<br>位置を見直し | 主要関係者（運行事業者、停留所管理関係等）との素案、費用負担、停留所の管理方法について調整<br>法的・物理的課題の把握と解決 | 関係者（周辺住民、運輸局等）への素案共有                   | 車内放送・車内システム・停留所標識等の改修（事業1含む）にかかる見積もり依頼（バス事業者） |               | 事業者負担分の支援にかかる予算要求・確保<br><br>（補助申請）   | 諸手続き              | 停留所標識の<br>工事・設置 |                                     |   |
|  |   |  | 再編内容の事前周知                                     |               |                                      |                   |                 |                                     |   |
| <b>事業4</b><br>主要施設<br>主要バス停の<br>公共交通<br>案内を整備      | 案内板・待合環境整備箇所の施設・土地管理者等との調整<br>法的・物理的課題の把握と解決                    | 事業1・2を踏まえて素案作成、関係者（交通事業者等）への共有と内容の確認依頼 | 利用者（福祉・観光等）視点での素案確認                           | 案内板・待合環境の仕様決定 | 案内板・待合環境の整備にかかる予算要求・確保<br><br>（補助申請） | 諸手続き              | 工事・設置           | 点検・修繕<br>↓<br>予算要求・確保<br>↓<br>内容の更新 |   |
|  |   |  |   | 見積もり依頼        |                                      | 事業者選定             |                 |                                     |   |

※必要に応じて調査・ヒアリング等

◎交通計画事業 8・9：公共交通利用促進策の推進、身近に感じられる機会づくり  
事例 公共交通を利用した外出体験企画の実施と改善に向けた取り組み

主催：双岩地区第二層協議体「福寿草」、八幡浜市社会福祉協議会

協力：八幡浜市、アトムタクシー(株) (乗合タクシー)、JR 四国(株) (八幡浜駅)

令和6年4月に、住民5人+生活支援コーディネーター2人で公共交通を利用した外出体験企画を実施。日頃利用している病院やみなつとを目的地とし、免許返納後を見据えた内容。住み慣れた地域で暮らしていくための移動の課題と気付きを得る→乗合タクシー運行地区区長・地区社協への報告と課題の共有、意見交換を行った(社協だより7月号参照)。

福寿草の取り組み：老人会への乗合タクシー乗り方説明、既存の公共交通の乗り場や運行時間の改善ができないか、交通空白地の移動手段の確保について協議→交通計画事業 12：地域の状況に即した移動手段確保の取り組みを推進に則った支援、共創ルールの活用



双岩地区から乗合タクシーで移動



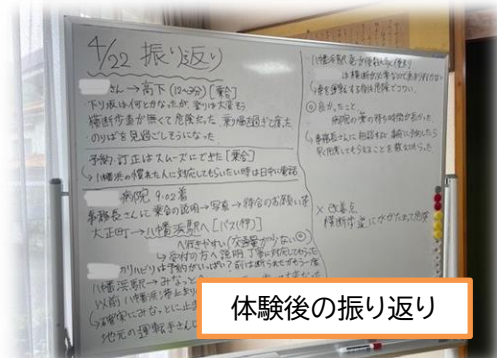
市街地の移動はバスを利用



八幡浜駅のスロープを利用してみる



八幡浜駅から双岩駅まで JR で移動



体験後の振り返り



区長や地区社協へ報告・意見交換



◎交通計画事業 15：交通事業者の担い手確保を支援します

対象：八幡浜市に本社または事業所があるバス・タクシー事業者で、事業を継続する意志がある者

令和6年6月

## 【八幡浜市】運転手を確保するための 交通事業者への支援(概要)

### ①運転手を採用するための事業費の2分の1を補助

バス事業者：上限60万円  
タクシー事業者：上限30万円

- 【例】
- ・求人広告掲載料が200万円(税抜)の場合  
→バス事業者は60万円、タクシー事業者は30万円補助
  - ・求人広告掲載料が50万円(税抜)の場合  
→バス・タクシー事業者ともに25万円補助

※対象経費になるかどうか不明な場合は、担当まで事前にご相談ください。

令和6年4月1日から令和7年3月14日の間に  
実施・支払いが完了した経費を申請できます。  
(令和7年3月21日申請締切)

「求人広告・サイト掲載」  
「チラシ配布」「就職相談会」等  
採用活動にご活用ください！



### ②「新たな運転手を1年以上雇用」 で交通事業者に奨励金を支給

雇用後に必要な第二種免許を取得した運転手：15万円  
雇用前から必要な第二種免許取得済の運転手：10万円

【奨励金の申請対象となる運転手の条件※以下の全てに該当】

- (1) 令和6年1月1日以降、新たに運転手として直接正規雇用(無期雇用)された者
- (2) 交付申請日時点で継続して一年以上八幡浜市に住所を有する者
- (3) 交付申請日時点で継続して一年以上八幡浜市内の事業所に配属されている者
- (4) 交付申請日時点で事業に必要な第二種免許を取得し、運転手として勤務している者
- (5) 過去に条件を満たし、市内交通事業者に本奨励金が交付されたことの無い者
- (6) 雇用開始日から過去6ヶ月以内に市内交通事業者における雇用期間の無い者

雇用した運転手が条件を  
満たした日以降に申請できます。

運転手本人への手当  
サポートする職員への手当  
人材育成にかかる費用 等  
自由にご活用ください。